

令和3年度

海上自衛隊技術海曹 航空自衛隊技術空曹 採用要項



防衛省

1 受付期間

令和3年3月1日(月)から5月21日(金)まで(締切日必着)

2 採用予定数(参考 令和2年度)

区分	採用予定人員
海上自衛隊	約 19 名
航空自衛隊	約 4 名

※ 令和3年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

3 応募資格

(1) 海上自衛隊技術海曹

令和3年4月1日現在、20歳以上で、令和3年7月1日までに次表の資格・免許等のいずれかを有する者

資格・免許等	年齢	採用時の階級
C I S S P	30歳以上	海曹長
気象予報士、ITストラテジスト、システムアーキテクト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士、エンベデッドシステムスペシャリスト、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト	23歳以上	1等海曹
応用情報技術者、第2級陸上無線技術士、第2種電気主任技術者、診療放射線技師、看護師、作業療法士、外国語大学等卒業者(ロシア語、中国語及び韓国語)又はロシア語能力検定1級、中国語検定1級及び韓国語能力試験5・6級の資格を有する者若しくはこれと同等の資格を有する者、航空交通管制技能証明保有者、大学(短期大学を除く。音楽に係る部、科で声楽を専攻した者(男声))卒業者	21歳以上	2等海曹
基本情報技術者、第3種電気主任技術者、歯科技工士、外国語短大等卒業者(ロシア語、中国語及び韓国語)又はロシア語能力検定2級、中国語検定準1級及び韓国語能力試験3・4級の資格を有する者若しくはこれと同等の資格を有する者、航空交通管制基礎試験合格者	20歳以上	3等海曹

(2) 航空自衛隊技術空曹

令和3年4月1日現在、20歳以上で、次表の資格・免許等のいずれかを有する者

資格・免許等	年齢	採用時の階級
情報処理安全確保支援士*1、システム監査技術者*1、プロジェクトマネージャ*1、データベーススペシャリスト*1、ネットワークスペシャリスト*1	23歳以上	1等空曹
第2種電気主任技術者、航空交通管制技能証明保有者	21歳以上	2等空曹
第3種電気主任技術者、歯科技工士*2	20歳以上	3等空曹

※1 3年以上の業務経験を有すること。

※2 2年以上の業務経験を有すること。

(3) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 試 験

- (1) 試験期日 令和3年6月18日(金)(注1)
- (2) 試験会場 海上自衛隊(注1)：札幌、八戸、横須賀、舞鶴、呉、徳島、小月、佐世保、鹿屋及び那覇
航空自衛隊：府中基地(東京都)
- (3) 試験種目 筆記試験(一般教養、作文、語学試験(語学の受験者のみ(ロシア語、中国語及び韓国語))) (注2)、
口述試験、身体検査(航空交通管制技能証明保有者及び航空交通管制基礎試験合格者については
航空身体検査を実施)及び実技試験(大学(短期大学を除く。音楽に係る部、科で声楽を専攻した
者(男声))卒業者のみ)(注1)
- 注1：海上自衛隊受験者のうち(大学(短期大学を除く。音楽に係る部、科で声楽を専攻した者(男声))卒業
者)のみ、6月18日(金)横須賀において筆記試験、口述試験及び身体検査を実施し、翌日、6月19日
(土)東京音楽隊(東京都世田谷区)において実技試験を実施します。
- 注2：なお、語学試験での辞書の使用は、可とします(ただし、電子辞書は不可)。各自で準備してください。

主な身体検査の合格基準(注1)

検 査 項 目	基 準	
	航空交通管制技能証明保有者及び航空交通管制基礎試験合格者以外のもの	航空交通管制技能証明保有者及び航空交通管制基礎試験合格者
身 長	男子は150cm、女子は140cm以上のもの	男子は155cm、女子は150cm以上のもの
体 重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
肺 活 量	男子は3,000cc、女子は2,400cc以上のもの	
視 力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	裸眼又は矯正視力で、遠距離視力が各眼が0.7以上かつ両眼1.0以上、近距離視力が各眼0.5以上で、近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないこと。 なお、矯正視力は眼鏡を使用する。 (コンタクトレンズは不可)
視 器	斜位、眼球運動、視野、調整力、夜間視力等に異常のないもの	
色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの	正常なもの
聴 力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他(注3) (血液検査(注4) 尿検査 胸部X線検査等)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 強力なステロイド等の治療を要する又は感染症を伴う等重症アトピー性皮膚炎 (3) 脊椎疾患の既往(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。)があるもの。また、脊椎疾患にかかわる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴がないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注5)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患(重篤な症状をきたす可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり。

注3：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。故意に事実と異なる申告をした場合は、判明した時点で不合格となることがあります。

注4：航空交通管制技能証明保有者及び航空交通管制基礎試験合格者に対して、実施します。

注5：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

5 受験手続

- (1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「海上自衛隊技術海曹志願書類」又は「航空自衛隊技術空曹志願書類」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページから志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は次の書類を最寄の自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項目	内容	必要数
志願票 (注2)	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
免許証の写し (注2)	応募資格となるものを提出してください(語学受験者は除く)。 免許証交付手続き等の関係で受付期間に提出できない場合は、免許証の受理後、すみやかに提出してください。	1部
証明書 (注2)	ア 大学・短期大学卒業証明書及び同成績証明書(ロシア語、中国語及び韓国語の受験者で外国語大学等及び外国語短大等卒業者並びに音楽の受験者で大学卒業者) イ 語学の応募資格に係る合格証明書及び成績証明書(ロシア語、中国語及び韓国語の受験者で前項アに該当しない者)	各1部
返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注3)。	1部

注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：提出していただいた志願票・免許証の写し及び証明書等は、返却いたしません。

注3：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

6 合格者の発表

- (1) 令和3年7月30日(金)自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、合格通知書の送付をもって通知します。

なお、不合格者には通知しません。

合格通知書は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛官募集ホームページ等で確認してください。合格通知書が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

- (2) 合否等に関する照会には原則応じられません。

注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

7 合格者の取扱い

合格者は、採用に関する意向調査を実施します。採用に応諾した者は、採用予定者となります。

8 入 隊

- (1) 入隊時期及び入隊先

海上自衛隊：合格者は、令和3年9月下旬以降、海上自衛隊横須賀教育隊(神奈川県横須賀市)に入隊します。

航空自衛隊：合格者は、令和3年10月以降、航空自衛隊航空教育隊(山口県防府市)に入隊します。

- (2) 入隊時に再度身体検査を行います。この際、異常のある者は不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。また、併せて薬物使用検査を実施します。

- (3) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

9 処 遇(令和3年1月1日現在)

- (1) 俸給の月額(注)

資格を取得した時以降の経験年数により異なります。

階 級	経験年数	月 額
海・空曹長、1等海・空曹	6年6か月～12年6か月	約24～27万円
2等海・空曹	5～11年	約23～26万円
3等海・空曹	3～8年	約21～24万円

注：採用時の俸給は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、俸給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。

- (2) 各種手当

毎月の俸給のほか、期末・勤勉手当(年2回)が支給されます。また、勤務や職種・職域に応じた各種手当等があります。

- (3) 退職手当

勤続6か月以上で勤務年数に応じて支給されます。

- (4) 若年定年退職者給付金制度

若年定年制から生ずる不利益を補うため、自衛官として20年以上勤務し、1等海・空佐以下で定年退職をした場合に支給されます。

給付金支給額の見直しとしては、定年退職後から60歳までの期間1年につき、退職時の俸給月額の約6か月分が支給されます。ただし、退職後の年収等に応じて、給付金支給額の一部又は全部が減額されることがあります。

採用時の年齢	定年退職時の階級			
	2・3等海・空曹 (53歳定年)	1・2・3等海・空尉、 海・空曹長、1等海・空曹 (55歳定年)	2・3等海・空佐 (56歳定年)	1等海・空佐 (57歳定年)
37歳以上	支給されません。	支給されません。	支給されません。	支給されません。
36歳	支給されません。	支給されません。	支給されません。	支給されます。
35歳	支給されません。	支給されません。	支給されます。	支給されます。
34歳及び33歳	支給されません。	支給されます。	支給されます。	支給されます。
32歳以下	支給されます。	支給されます。	支給されます。	支給されます。

10 その他

- (1) 住所等を変更した場合
 志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ連絡してください。
 ●試験終了前に変更した場合………志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
 ●試験終了後に変更した場合
 技術海曹：防衛省海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室
 〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111(代表) 内線50251
 技術空曹：防衛省航空幕僚監部人事教育部人事計画課募集班
 〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03(3268)3111(代表) 内線60237
- (2) 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。
- (3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

技術海曹・技術空曹とは

海上自衛隊又は航空自衛隊で必要とする資格・免許等で、取得が難しく、保有者が少ない資格・免許等保有者を即戦力として、採用する制度です。

入隊後の教育

入隊後、海上技術海曹は、海上自衛隊横須賀教育隊(神奈川県横須賀市)において、航空技術空曹は、航空自衛隊航空教育隊(山口県防府市)において、約3か月間、基礎知識及び基本動作等の教育を受けます。
 ※ 採用後、4年以上で幹部候補生(部内)の受験資格が得られます。

主な職域、配置

資格・免許等に応じて、海上自衛隊・航空自衛隊の各部隊等で次のような業務に従事します。

区分	資格・免許等	職域	主な業務
海上自衛隊	気象予報士	気象海洋	航空基地等において、気象観測や気象予報に関する業務に従事します。
	C I S S P ITストラテジスト システムアーキテクト ITサービスマネージャ システム監査技術者 情報処理安全確保支援士 エンベデッドシステムスペシャリスト ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト	電計処理	通信部隊等において、サイバーセキュリティに関する業務に従事します。
	応用情報技術者 基本情報技術者		艦艇を整備する基地等において、艦艇に搭載される電子計算機、情報処理装置等の保守・整備の業務に従事します。
	航空交通管制技能証明保有者 航空交通管制基礎試験合格者	航空管制	航空基地等において、航空交通管制の業務に従事します。
	陸上無線技術士	電子整備	艦艇及び航空機を整備する基地並びに通信隊等において、通信機器や電子機器の調整、保守、整備等の業務に従事します。
	診療放射線技師 看護師 歯科技工士 作業療法士	衛生	病院や衛生隊をはじめとする各部隊等において、衛生関係の業務に従事します。
	電気主任技術者	施設	全国の基地等において、施設の維持管理(主として電気)等の業務に従事します。
	外国語大学等卒業者他これらに準ずる応募資格者	情報	全国の基地等において、情報関係及び語学の教育関係の業務に従事します。
	大学(音楽に係る部、科で音楽を専攻した者(男声))卒業者	音楽	音楽隊において、演奏関係の業務に従事します。
	航空自衛隊	情報処理安全確保支援士、システム監査技術者、プロジェクトマネージャ、データベーススペシャリスト、ネットワークスペシャリスト	電算機処理
電気主任技術者		電気	全国の基地等において、電気設備の保安業務に従事します。
航空交通管制技能証明保有者		航空管制	航空自衛隊の飛行場において、航空交通管制業務に従事します。
歯科技工士		歯科	自衛隊病院や医務室等における歯科技工の業務及び衛生活動(隊員の健康診断等)に従事します。

合格基準表

航空交通管制技能証明保有者及び航空交通管制基礎試験合格者以外のもの		
身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	— (38)	— (52)
142.0～	— (39)	— (53)
145.0～	— (40)	— (55)
148.0～	— (42)	— (57)
150.0～	44 (43)	65 (58)
152.0～	45 (43.5)	67 (59.5)
155.0～	47 (44)	69 (62)
158.0～	47.5 (44.5)	71.5 (64.5)
161.0～	48 (45)	74 (67)
164.0～	49 (46)	76.5 (69.5)
167.0～	50 (47.5)	79 (72)
170.0～	52 (49)	81.5 (74.5)
173.0～	54 (51)	84 (77)
176.0～	56 (53)	86.5 (79.5)
179.0～	58 (55)	89 (82)
182.0～	60 (57)	91.5 (85)
185.0～	62 (59)	94 (88)
188.0～	64 (61)	96.5 (91)
191.0～	66 (63)	99 (94)

※ 括弧内は女子の場合を示し、他は男女共通です。

航空交通管制技能証明保有者及び航空交通管制基礎試験合格者			
身長	胸囲	体重	体重超過の判定基準
cm	cm以上	kg以上	kg以上
150.0～	— (74.5)	— (43)	— (58)
152.0～	— (75)	— (43.5)	— (59.5)
155.0～	77 (75.5)	47 (44)	69 (62)
158.0～	77.5 (76)	47.5 (44.5)	71.5 (64.5)
161.0～	78.5 (76.5)	48 (45)	74 (67)
164.0～	79 (76.5)	49 (46)	76.5 (69.5)
167.0～	80 (77)	50 (47.5)	79 (72)
170.0～	80.5 (77.5)	52 (49)	81.5 (74.5)
173.0～	81.5 (78)	54 (51)	84 (77)
176.0～	82 (78.5)	56 (53)	86.5 (79.5)
179.0～	83 (79)	58 (55)	89 (82)
182.0～	84 (79.5)	60 (57)	91.5 (85)
185.0～	84.5 (80)	62 (59)	94 (88)
188.0～	85.5 (80.5)	64 (61)	96.5 (91)
191.0～	86 (81)	66 (63)	99 (94)

志願票・自衛隊受験票記入例

① 志願票

医科・歯科幹部自衛官 技術海上幹部 (技術海曹) 医科・歯科・薬剤科幹部候補生 技術航空幹部・技術空曹 陸上自衛官 (看護)

防衛 一郎

② 氏名 防衛 一郎

③ 生年月日 ○○年 ○○月 ○○日

④ 職業 ○○○

⑤ 志願区分 陸・海・空 医科・歯科・薬剤科

⑥ 部門・職域 通信

⑦ 特 技 気象予報士

⑧ 現住所

⑨ 家族等連絡先

⑩ 学 歴

⑪ 職 歴

⑫ 過去の自衛官等の受験

令和 ○○年 ○○月 ○○日 氏名 (自筆) 防衛 一郎

注：記入上の注意
 1 青又は黒のボールペンで、本人が楷書ではっきり記入してください。
 2 右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。
 3 記入欄が足りないときは、書きの用紙をつけて記入してください。
 4 記入事項に不足がある場合は取り消される場合があります。
 5 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的では使用することはありません。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

⑬ 自衛隊員記入欄

⑭ 自衛隊員記入欄

⑮ 自衛隊員記入欄

⑯ 自衛隊員記入欄

⑰ 自衛隊員記入欄

⑱ 自衛隊員記入欄

⑲ 自衛隊員記入欄

⑳ 自衛隊員記入欄

㉑ 自衛隊員記入欄

㉒ 自衛隊員記入欄

㉓ 自衛隊員記入欄

㉔ 自衛隊員記入欄

㉕ 自衛隊員記入欄

㉖ 自衛隊員記入欄

㉗ 自衛隊員記入欄

㉘ 自衛隊員記入欄

㉙ 自衛隊員記入欄

㉚ 自衛隊員記入欄

㉛ 自衛隊員記入欄

㉜ 自衛隊員記入欄

㉝ 自衛隊員記入欄

㉞ 自衛隊員記入欄

㉟ 自衛隊員記入欄

㊱ 自衛隊員記入欄

㊲ 自衛隊員記入欄

㊳ 自衛隊員記入欄

㊴ 自衛隊員記入欄

㊵ 自衛隊員記入欄

㊶ 自衛隊員記入欄

㊷ 自衛隊員記入欄

㊸ 自衛隊員記入欄

㊹ 自衛隊員記入欄

㊺ 自衛隊員記入欄

㊻ 自衛隊員記入欄

㊼ 自衛隊員記入欄

㊽ 自衛隊員記入欄

㊾ 自衛隊員記入欄

㊿ 自衛隊員記入欄

注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。
 2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。
 3 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。
 4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。
 5 陸上自衛隊高等工科学校学生志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。
 6 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「志願する募集種目」：「技術海曹」又は「技術空曹」を○で囲む。
- ②「氏名」：戸籍に記載されているとおりの正確に記入
- ③「生年月日」：年齢は令和3年4月1日現在の年齢を記入
- ④「職業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- ⑤「部門・職域」：希望する職域を記入
※4ページ(主な職域、配置)の職域欄を参考
- ⑥「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入(技術海曹志願者は、第1、第2希望の試験場を記入)
- ⑦「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入
- ⑧「現住所」：都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑨「家族等連絡先」：氏名、続柄及び住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)を記入。ただし、現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入
- ⑩「学歴」：高校から現在までのもの(専修学校・予備校等含む。)を中退等も含め、すべて詳細に記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- ⑪「職歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)をすべて詳細に記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
なお、職務内容欄は、応募資格の業務経験を有しているかどうかを確認するため、特に詳細に記入
- ⑫「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊貸費学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科学校学生をいう)。
- ⑬「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

- <自衛隊法第38条第1項>
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-8542 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/ https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/ https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/ https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0023 983-0842 010-0951 990-0041 960-8162	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F 福島市南町86	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(546)1920	https://www.mod.go.jp/pco/aomori/ https://www.mod.go.jp/pco/iwate/ https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/ https://www.mod.go.jp/pco/akita/ https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/ https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	310-0011 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-8850 231-0023 950-8627 400-0031 380-0846 420-0821	水戸市三の丸3丁目11-9 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町10番1号 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(285)0515 055(253)1591 026(233)2108 054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/ https://www.mod.go.jp/pco/gunma/ https://www.mod.go.jp/pco/saitama/ https://www.mod.go.jp/pco/chiba/ https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/ https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/ https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/ https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/ https://www.mod.go.jp/pco/nagano/ https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0019 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-8482 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0019 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(225)0531 077(524)6446 075(803)0820 06(6942)0715 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(823)9206 089(941)8381 088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pco/toyama/ https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/ https://www.mod.go.jp/pco/fukui/ https://www.mod.go.jp/pco/gifu/ https://www.mod.go.jp/pco/aichi/ https://www.mod.go.jp/pco/mie/ https://www.mod.go.jp/pco/shiga/ https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/ https://www.mod.go.jp/pco/osaka/ https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/ https://www.mod.go.jp/pco/nara/ https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/ https://www.mod.go.jp/pco/tottori/ https://www.mod.go.jp/pco/shimane/ https://www.mod.go.jp/pco/okayama/ https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/ https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/ https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/ https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/ https://www.mod.go.jp/pco/ehime/ https://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 860-0047 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F 宮崎市東大湊2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(297)2051 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/ https://www.mod.go.jp/pco/saga/ https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/ https://www.mod.go.jp/pco/oita/ https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/ https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/ https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/ https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

< 自衛官募集ホームページ >

< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。